



雇用保険

Q 今年起業した事業主です。初めて従業員を雇用する予定ですが、1人でも従業員がいる場合は労働保険の加入が必要と聞きました。

A 「労働保険」と「雇用保険」の総称です。

労働保険は、原則として労働者を雇用する全ての事業に適用され、正社員、パートタイマー、アルバイト等の雇用形態に関係なく、1人でも労働者を雇用した場合は加入

手続きについて教えてください。

手続きが必要となります。

雇用保険は、「1週間の所定労働時間が20時間以上」「31日以上の雇用見込みがある」の両方を満たす労働者を雇用した場合に手続きが必要です。(2028年10月1日より、1週間の所定労働時間が20時間以上から10時間以上へ適用拡大)

労働保険の加入手続きは、まず、住所地管轄の労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出してください。また、「概算保険料申告書」を作成し、保険料の申告と納付を行ってください。概算保

料の額は、労働者を雇用して加入が必要となつた年度に、労働者に支払った賃金総額の見込み額に対する事業別の保険料率を乗じた額となります。

さらに、雇用保険の加入は、管轄ハローワークに「雇用保険適用事業所設置届」および「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

労働保険は、法律により加入が義務となつています。手続きが適切に行われないと、保険料に加えて追徴金の支払いが必要になつたり、労働者が給付を十分に受けられなくなる場合もあります。

仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

労働保険に加入するには？

鳥取労働局総務部労働保険徴収室
詳しくは、鳥取労働局HPをご覧ください。
HPアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roundoukyoku/home.html>